

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.029

処 分 名	在宅重度心身障害者手当の受給資格認定
処 分 の 概 要	手当の支給を受けようとする者は、市長に申請をし、受給資格の認定を受けます。申請後の審査を経て、要件に該当すれば認定し、該当しない場合には、却下の決定をします。
根拠条例等・条項	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例 （平成 17 年条例第 213 号） 第 2 条、第 3 条、第 4 条 春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則 （平成 17 年規則第 194 号） 第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	<p>対象者</p> <p>次の居住要件と障害要件のいずれも満たした者に手当を支給します。</p> <p>1. 居住要件： 春日部市において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく登録を受けている者</p> <p>2. 障害要件：</p> <p>① 身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの ② 療育手帳[㊤]、A 又は B に該当するもの ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当するもの ④ 障害の程度が最重度、重度又は中度であると児童相談所又は知的障害者更生相談所の長が判定した者 ⑤ ①～④に掲げる者に相当すると市長が認めた者 ⑥ 超重症心身障害児である者 ⑦ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者</p> <p>◎上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは、支給制限となります。</p> <p>① 施設等に入所している場合 ② 特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的措置による福祉手当を受給している場合 ③ 市町村税が課税されている場合 ④ 65 歳以上で新たに障害要件に該当するようになった場合</p>
標準処理期間	45 日
設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時

申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisha/keizai/zaitaku.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	<p>■在宅重度心身障害者手当支給条例 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの</p> <p>(2) 県の療育手帳制度による療育手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が、A又はBに該当するもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級に該当するもの</p> <p>(4) 障害の程度が最重度、重度又は中度であると児童相談所又は知的障害者更生相談所の長が判定した者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者</p> <p>(6) 規則で定める超重症心身障害児である者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者又は未成年後見人その他の者であって、障害者を居宅において現に保護しているものをいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 手当の支給を受けることができる者は、障害者のうち、春日部市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく登録を受けている者(以下「受給資格者」という。)とする。</p> <p>(申請及び認定)</p> <p>第4条 受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請をし、受給資格の認定を受けなければならない。ただし、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者が代わって申請をすることができる。</p> <p>(1) 未成年者であるとき。</p> <p>(2) 本人の意思で申請行為ができないとき。</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則

(支給資格の認定申請)

第3条 条例第4条に規定する支給資格の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、春日部市在宅重度心身障害者手当支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 春日部市在宅重度心身障害者手当所得状況届(様式第2号)
- (2) 所得証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要に応じ、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(認定及び却下の通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、支給資格があると認めたときにあつては春日部市在宅重度心身障害者手当認定通知書(様式第3号)により、支給資格がないと認めたときにあつては春日部市在宅重度心身障害者手当却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給資格があると認定した者(以下「受給者」という。)を春日部市在宅重度心身障害者手当受給者台帳(様式第5号)に登載するものとする。